



お知らせ

全国瞬時警報システム  
「Jアラート」  
情報伝達試験を実施

2月6日(金) 午前11時頃

Jアラートを使用した情報伝達  
試験が全国一斉に実施されます。

問合せ

総務課庶務係  
☎(74)3131  
FAX(74)5813



肥料などの購入費の  
一部を補助します



町では、国の「重点支援地方交付金」を活用し、肥料などの購入経費の一部を補助します。要件に該当する農業者は申請してください。

対象者 全てに該当する人

●町内在住の農業者または町内に主たる事務所を有する法人で、今後も営農を継続する人

●令和7年の農業販売額が120万円以上の人(法人は令和

7年中の期間をより多く含む事業年度の販売額が120万円以上)

●町税などを滞納していない人

**対象経費** 令和7年に要した種苗費、肥料費、飼料費および農薬衛生費(法人は、令和7年中の期間をより多く含む事業年度に要した右記の経費)

**補助金額** 補助対象経費の10%(上限は50万円。千円未満の端数は切り捨て)

申請方法

甘楽町肥料費等高騰対策補助金交付申請書兼請求書(ホームページよりダウンロードまたは農林係で配布)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

提出書類

●令和7年分確定申告書類の写し(確定申告書および種苗費、肥料費、飼料費、農薬衛生費が分かる青色申告決算書または収支内訳書の写し)。法人の場合は、令和7年中の期間をより多く含む事業年度における決算書類の写し

●補助金振込口座が確認できる書類(通帳の写しなど)

**申込期間** 2月16日(月)～3月27

日(金) 午前8時30分～午後5時15分、水曜日は午後7時15分まで

(土・日曜日、祝日を除く)  
**申請・問合せ**

産業課農林係  
☎(64)8319  
FAX(74)5813



ホームページ

ふるさと景観を表彰



甘楽町景観条例により、次のいずれかの景観を形成している所有者および団体などを表彰します。

- ①建造物、その他の物件などがその地域の歴史と伝統の特色を表している景観
- ②生活文化、産業を背景とした住宅建設とこれらを含む建造物が生み出す景観
- ③広場、道路、民有地などに生垣、花壇、フラワーポットの設置など

応募方法

応募用紙に所定の事項を記入し、写真を添えて2月13日(金)までに提出してください。応募用紙は建設課で配布しています。(町ホームページからもダウンロード可)

審査表彰

審査はふるさと景観審議会が行い、該当者には表彰状と

記念品を贈ります。

応募・問合せ

建設課都市計画係  
☎(64)8322  
FAX(74)5813



ホームページ

成年後見制度について  
ご相談ください

成年後見制度について詳しく知りたい、手続きについて教えてほしいなどの相談に応じます。内容に応じて弁護士などの専門職に任せます。オンライン(Zoom)相談にも対応します。まずはお問い合わせください。

**日時** 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

問合せ

甘楽町社会福祉協議会  
☎(74)5700  
FAX(74)5760

地域包括支援センター  
☎(67)5182  
FAX(74)5813



ホームページ

